

平成27年4月20日

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業) 証明書発行団体
御担当各位

一般社団法人環境共創イニシアチブ

予算超過日の翌日以降の性能証明書発行手続について

この度は、平成26年度補正予算地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)における証明書発行団体として業務を遂行いただき誠にありがとうございます。

近時における性能証明書の申請並びに発行状況、本補助事業の予算状況などを鑑み、平成27年4月17日(金)に本補助事業の予算残額状況を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、S I I)のホームページにおいて公表いたしました。が、予算超過日の翌日以降の性能証明書発行手続について、本補助事業を所管している資源エネルギー庁省エネルギー対策課の指示の下、以下のような方針となりましたので、通知いたします。

1. S I Iの性能証明書発行システムの申請停止について

交付申請額が本補助事業の予算額を超過したことを、S I Iのホームページにて公表した日(以下、予算超過日)の翌日以降、S I Iのシステム上、製造メーカー等が本補助事業の性能証明書を新規に申請できなくなります。

2. 未処理として残っている性能証明書について

製造メーカー等がシステム上の入力を終えこれから申請するものや、証明書発行団体に未処理として残っている申請中のもの(以下、仕掛かりの性能証明書)が多数存在することが想定されますが、予算超過日の翌日以降は、仕掛かりの性能証明書の審査・発行を行わないこととさせていただきます。

なお、手数料に関しては、これまで各証明書発行団体の個別判断に依るものとして、証明書発行団体登録要領にて言及しておりませんでした。が、各証明書発行団体独自の対応による混乱を避けるため、仕掛かりの性能証明書に係る資料、性能証明書発行のための手数料については以下の対応とさせていただきます。

(1) 仕掛かりの性能証明書に係る資料

① 全て申請者に返却

又は、

② 申請者に返却の可否を確認し、不要である場合は破棄して破棄証明を発行

(2) 性能証明書発行のための手数料

- ①手数料が前払い（発行前に手数料を受け取る）の場合：返金
- ②手数料が後払い（発行後に手数料を受け取る）の場合：請求しない

※なお、既に発行済みの性能証明書（予算超過日までに発行済みの性能証明書。予算超過日を含む。）に関し、証明書発行団体の業務を行うための費用が発生していることから、それらの費用の対価として徴収した手数料については、返金する必要はありません。

3. 今後の対応について

本補助事業にて既に発行された性能証明書については、今後、以下の対応が行われる予定です。

- (1) 予算超過日以降、株式会社日本政策金融公庫の「環境・エネルギー対策資金（省エネルギー促進融資）」の性能証明として使用できるようにする。
- (2) 製造メーカー等の希望に応じ、S I I のホームページ上にて性能証明書を取得した機器等の一覧を掲載する。

つきましては、証明書発行団体各位に多大なご負担をお掛けすることになりますが、何卒ご協力頂けますようお願い申し上げます。

<問い合わせ窓口>

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

平成 26 年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業（A 類型）担当

電話：03-5565-3720

<受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）>